

議案第28号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和5年3月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

1 財産（建物）の表示

別紙のとおり

2 無償譲渡の相手方

別紙のとおり

3 無償譲渡の条件

無償譲渡の相手方において、無償譲渡後も引き続き、区集会所の用に供するものとする。

提案理由要旨

行政経営の効率化及び地域の自主的な活動の活性化を図るため、財産（建物）を現在の指定管理者である金浦区及び三保区に無償で譲渡しようとするものです。

(別紙)

番号	財産（建物）の表示	無償譲渡の相手方
1	朝来市金浦集会所 所在 朝来市山東町金浦446番地 構造 木造平屋建 床面積 144.00平方メートル	朝来市山東町 [REDACTED] 金浦区自治会 金浦区長 [REDACTED]
2	朝来市三保集会所 所在 朝来市山東町三保519番地2 構造 木造平屋建 床面積 151.29平方メートル	朝来市山東町 [REDACTED] 三保区 三保区長 [REDACTED]